

令和7年第2回定例会 文教厚生委員会 議案審査経過報告書

議案第34号 令和7年度狭山市一般会計補正予算（第2号） 歳出3款民生費、10款教育費及びこれらの歳出に関連する歳入16款国庫支出金、17款県支出金

○定額減税不足額給付金の対象人数は。

●令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方が1万6,000人、本人又は扶養親族として定額減税の対象外であり、低所得者世帯向け給付対象世帯の世帯主、世帯員に該当していない方が4,000人の合計およそ2万人を見込んでいる。

○手続きが必要な転入者等に対して通知を送付する時期は。

●把握できた時点で随時送付していきたい。

○地域スポーツクラブ活動体制整備事業運営委託料の内容は。

●地域スポーツクラブ活動への移行に際し、ICTを活用したマネジメント等を含めた実証事業を今後行っていくためのシステムの構築等のための委託料である。

○委託先は想定されているのか。

●様々な情報を収集している状況である。

○システム構築後の管理運営費は発生するのか

●発生する見込みであり、最終的には自走式になることを見込んでいる。

○今後、文化部でもこのシステムを導入するのか。

●文化部も併せて取り入れていくことを目標としている。

○このシステムは、参加者の管理、会費の徴収、指導者への連絡・報酬などを一元管理するということか。

●そうした業務を、コストをかけずに行うためのシステムである。

○委託先の選定の時期は

●様々な業者と情報交換や打合せを行っている状況である。

○県の補助金は市から求めたものなのか、それとも指定の事業を行うようにと県から市に割り当てられたものなのか。

●市から求めたものである。

○県の補助金の算出根拠は。

●市の地域連携・地域クラブの移行について検討する協議会等の設置や、推進計画の策定状況によって算出されたものが基本となっている。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。